

子ども・子育て支援事業計画



今日、子育て支援は非常に重要な政策課題となっており、さまざまな取り組みが進められています。

市では、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により策定を求められている「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく「市町村行動計画」を一体として「第2期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定しました。

詳しくは「筑紫野市子ども・子育て支援事業計画」もしくは市ホームページをご覧ください。

基本理念

みんなで育もう！キラリ、笑顔 筑紫野の子どもたち

子どもたちの成長のためには、家庭だけでなく、地域、学校、企業、行政などの社会全体が一体となって、保護者の子育てを支え、子どもを産み育てやすい環境を整えながら、子ども自身の健やかな育ちを温かく見守り、保護者とともに子どもを育てていくことが何よりも大切であることを基本理念として決めました。

またこのような考えに基づき、次世代育成行動支援計画において「みんなで育もう！キラリ、笑顔 筑紫野の子どもたち」をキャッチフレーズとして決めました。本計画においては、この基本理念・キャッチフレーズを基に各種施策に取り組みます。

子ども条例

市では、児童の権利に関する条約に基づき、子どもが自分も他人も大切にし、いきいきとすごすことができる住みよいまちをつくることを目指し、「筑紫野市子ども条例」を制定しました。



基本的な考え方

子ども条例では、次の5つの基本的な考え方に基づいて、今後、子育て支援の推進と、子どもの権利擁護のための取り組みを進めるものとしています。

- (1)子どもの最善の利益が第一に考えられること。
- (2)子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- (3)子どもの自尊感情が育まれるよう配慮されること。
- (4)子どもの成長及び発達に応じた支援がなされること。
- (5)子どもと大人との信頼関係を基に地域社会全体で推進されること。



子どもの大切な権利

子ども条例では、子どもの持つ、特に大切な権利として4つの権利を掲げています。

- (1)生きる権利(生命が守られること。愛情及び理解をもって育まれることなど)
- (2)育つ権利(個性及び他者との違いが認められ、人格が尊重されることなど)
- (3)参加する権利(自己表現又は自分に関することの見解が尊重されることなど)
- (4)守られる権利(身体的、精神的又は性的暴力を受け、又は放置されないことなど)

これらの権利は、「児童の権利に関する条約」において定められたさまざまな権利を基に定めています。

子ども条例は、子ども・子育て支援事業計画の資料編の中に掲載しており、市役所、カミーリヤ、各コミュニティセンターで見ることができます。また、市ホームページでも確認することができます。

子どもの権利救済委員

子ども条例では、子どもの権利の侵害に関する相談、救済や回復を支援するために、「子どもの権利救済委員」を設置しています。子どもに関する人権問題や友だちとの関係で、困ったり、悩んだりしたときに相談することができます。

問い合わせ先 筑紫野市役所 こども政策課 ☎923-1111(内線 410・411)